

広島県新動物愛護センター施設整備事業

特定事業の選定

令和2年12月

広島県

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、広島県新動物愛護センター施設整備事業を特定事業として選定したので、同法第11条1項の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

令和2年12月14日

広島県知事 湯崎 英彦

1.事業名称

広島県新動物愛護センター施設整備事業

2.事業の目的

県では、平成20年3月に策定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護管理に係わる全ての主体が各種施策に取り組んできたことにより、犬猫の殺処分頭数は大幅に削減された。更に平成28年度には動物愛護団体による殺処分対象の犬猫の全頭引取が開始され、現在は、犬猫の殺処分が事実上ない状態に至っている。

しかし、現在の県動物愛護センターは、昭和55年に建設された施設のため、①收容した犬猫の個別管理ができる構造となっておらず犬猫の感染症対策が十分ではないことや②譲渡用犬猫の効果的な展示施設もない等、收容した犬猫の返還譲渡を促進できる構造になっておらず、また、依然として收容される犬猫の頭数は多い状況にある。

このため、平成29年度には「広島県動物愛護センターにおける收容・譲渡業務等のあり方」や令和元年度には「新動物愛護センター整備基本構想」を策定するに至った。

上記を踏まえ、譲渡促進や動物愛護・適正飼養のさらなる啓発に取り組み、県の目指す姿である「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現するための拠点として、広島県新動物愛護センターの整備を図ることとする。

整備にあたっては、PFI法に基づく事業として実施する。設計、建設及び維持管理を一体的に実施することにより、民間事業者の創意工夫の発揮によって公共サービスの質の向上と財政負担の縮減がより一層期待されることである。

3. 事業概要

(1) . 事業立地

所在地	広島県三原市本郷町上北方字倉山 11352 番
敷地面積	13,494 m ² (うち開発範囲は約 8,000 m ² 程度とする。)
用途地域	用途地域の指定のない地域
建蔽率	70%
容積率	400%
防火指定	指定なし
日影規制	対象外
宅地造成規制	宅地造成工事規制区域

(2) . 事業概要

事業方式	BTO 方式	
事業形態	サービス購入型	
事業期間	設計・建設期間：令和 3 年 6 月～令和 5 年 3 月 維持管理期間：令和 5 年 4 月～令和 20 年 3 月 (15 年間)	
業務 範囲	設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査業務 ・ 各種申請及び関連業務 ・ 設計業務 (造成設計を含む)
	建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業務 (造成工事を含む) ・ 工事監理業務 ・ 備品設置業務
	所有権移転	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の所有権移転業務
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物・建築設備保守管理業務 ・ 外構・植栽保守管理業務 ・ 備品保守管理業務 ・ 清掃・環境衛生管理業務 ・ 警備業務 ・ 修繕業務 ・ 焼却業務 ・ 譲渡犬猫展示室運営業務
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の提案による独立採算で実施する事業

4. 県が自ら事業を実施する場合と PFI 事業として実施する場合の評価

(1) . 選定基準

県は、本事業をPFI事業として実施することで、事業期間を通じた県の財政負担の縮減が期待できる場合、又は県の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

なお、選定は次の手順により客観的な評価を行う。

- ①県の財政負担の軽減による定量的な評価
- ②本事業を PFI 事業として実施することについての定性的な評価
- ③上記 2 点の検討による総合評価

(2) . 定量的な評価

	県が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の 主な内訳	①設計費 ②建設費 ③維持管理費 ④運営費 ⑤県債支払利息 等	①設計費 ②建設費 ③維持管理費 ④運営費 ⑤SPC 設立費 ⑥金利支払い ⑦アドバイザー費 等
共通条件	①設計・建設期間：令和 3 年 6 月～令和 5 年 3 月（1 年 10 カ月） ②維持管理期間：令和 5 年 4 月～令和 20 年 3 月（15 年間） ③施設規模：約 1709 m ² （延べ面積） ④割引率：4.0% ⑤物価変動：見込まない	
資金調達に 関する事項	①一般財源 ②起債	①事業者の自己資金 ②市中銀行借入
設計・建設・維持 管理・運営に関する 事項	類似施設の実績に基づき、設定	設計・建設・維持管理・運営を一括発注、長期契約及び民間事業者の創意工夫により、県が自ら実施する場合と比較して一定程度の縮減ができるものとして設定
支払に関する事項	①設計・建設費は進歩に応じて支払う ②維持管理及び運営費は発生した時点で支払う	①設計・建設費は元利均等の割賦で支払う ②維持管理費及び運営費は毎年均等払いで支払う

(3) .財政負担の見込み額の比較

前述の前提条件のもとで、県が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合の財政負担見込額を算出し比較した結果、PFI 事業として実施する場合は約 2.3%の縮減が見込まれる。

(4) .定性的な評価

1) .サービス水準の向上

PFI 方式を導入することにより、庁舎施設の設計から建設、維持管理及び運営業務を事業者が一貫して実施することとなり、事業者独自の創意工夫やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）の発揮と相まって、各業務間の連携や効率性を考慮した施設の設計・建設や長期的な計画に基づいた業務の最適化が図られることによる事業効率・公共サービス水準の向上が期待できる。

2) .行政と民間の役割分担の明確化による安定した事業経営

PFI 方式を導入することにより、民間事業者の創意工夫を尊重しつつ、庁舎施設の設計、建設、維持管理、運営に関する業務を、長期間にわたり包括的に民間にゆだねることにより、行政と民間の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成が期待できる。

また、想定可能なリスクについてあらかじめ県と事業者の間でその責任分担を明確にし、事業者が持つリスクヘッジのノウハウを活かすことにより、リスク顕在時における適切かつ迅速な対応や過度な費用負担の抑制、ひいては、事業目的の円滑な遂行や安定かつ効率的な事業運営の確保が期待できる。

3) .財政負担の平準化

県が自ら事業を実施する場合は、施設整備段階で多額の財政負担が発生するのに対し、PFI 方式で実施する場合は、施設整備費に民間資金を活用し、当該費用を公共サービスの対価の一部として維持管理・運営期間を通じて事業者により毎年おおよそ一定額を支払うこととなるため、本施設の整備に係る財政支出を平準化することが可能となる。

(5) .総合的評価

本事業は、PFI 事業として実施することにより、事業期間全体を通じて事業者の資金調達能力や運営等に係る技術・ノウハウを活用することが可能となり、県が自ら実施する場合に比べ、財政負担額の縮減を期待できるとともに、公共サービスの水準の向上などの効果も期待できる。

したがって、本事業を PFI 法第 7 条に規定する特定事業として選定することが適当である。